

送を阻滞すること勿るべし

第九條 樹木なき土地に移住したる者にして特許満期二ヶ年以前に其所有地十分の一以上に植樹したることを證明したるものは所有地全部に對して一ヶ年間の特許の延期を得尙補附地十分一毎に一ヶ年の特許延期を受くるものとす

第十條 殖民地は市町村制度に屬し其公吏の撰擧及租税の制定は共和國及び其州の法律に從て之を爲すべし但農工商殖民省は工事督勵及政府に返納すべき金員徴收の爲め殖民地に事務官を置くことを得可し

第十一條 凡て移住民は共和國政府又は共和國內に移住民を輸送設置したる一個人又は會社と締結したる契約を履行するの義務あるものとす

第十二條 凡て外國移住民は其移住の際共和國憲法第三十條第三項によりて墨西哥國人に歸化の有無を移住民事務官公證人若しくは裁判官の面前に於て陳述す

べし

第十三條 移住民は本條例規定の特權を得るの外凡て憲法上墨西哥國人及外國人の有する權利及び義務あるものとす法律上の事件は其性質の何たるを問はず共和國政府の裁判所に於て之を裁斷し外國政府に於て毫も之に干渉することを得ざるべし

第十四條 移住民は正當の理由なくして地價皆納前一ヶ年拂下地所を放棄したるときは該地所に對する凡ての權利を失ひ既に上納したる金額は之を沒收すべし

第三條第三項の場合に該當するものは正當の理由なくして地所を放棄し又は六ヶ月以上開墾を停止したるときは其特權を失ふものとす

第十五條 共和國政府に於て市の新設を計畫したる地所に其創業者として移住せんことを志願する墨西哥人及外國移住民には無代價にして之を下渡すと雖も

移住後二ヶ年内に居宅を建築したることを証明せざるときは其權利を失ふべし但地所は可成一個所宛隔て割附くるものとす

第十六條 外國に居住する墨西哥人にして國境に接する無住の地に移住を志願するものには第三條第三項の規定に從ひ二百「ヘクタール」以下の地所を無代價にて給與し尙十五ヶ年間本條例規定の特權を得可し

第十七條 政府に於て必要と認めたる場合に於ては法律に規定の定額内に於て一回限り移住民に海陸の乗車船料及荷物運賃を下渡すことを得べし但陸路は鐵道線路に依りて達し得可き場所まで仍ほ移住地到着後十五日間の食料及農具種子家屋建築用原料繁殖及び使役用の動物を下附し地價上納と同一の手續を以て右貸費を償還せしむるものとす

第三章 移住民會社

第十八條 政府は本條例第一條の條件を以て會社に國

有地を開拓し之に移住民を募送設置することを允許することを得可し

第十九條 前條の允許を得るには會社に於て其開拓すべき地所面積及び一定の期限内に移住せしむ可き人員を申立つ可し

第二十條 土地の測量分界は管轄區裁判官の認可を得て之を爲し右事業終了後他に競争者あらざるときは第十八條に規定の條件を具備したる願書を農工商殖民省に差出すべし若し競争者のある場合に於ては法廷に於て之を審理す但大藏省代表者之れが相手人たるべし

第二十一條 政府は會社に於て支出したる土地測量費の報酬として其開拓すべき地所の三分一若しくは之に相當の金額を下附すべし但會社に於て土地を讓與する時は其面積二千五百「ヘクタール」を超過するを得ず且つ開拓の許可なき外國人には之を行ふを得ず

若し之に違犯したるときは之を沒收して國有地に編入すべし

第二十二條 會社に於て測量したる地所は殖民境界測定の費用に對する報酬として會社に交附するものを除き之を移住民に下渡すべし又は本條例第三條及第四條の規定に違ひ之を備へ置くべし

第二十三條 未開墾地開拓の許可は之を得たるときより三ヶ月内に開拓事業に着手せざるときは無効に歸し更に延期を請ふことを得ざるものとす

第二十四條 政府は外國移住民を募集して開拓に従事せしむる爲め會社と左の條件に依て條約を締結することを得

第一 會社は定數の移住民を輸入すべき期限を指定すること

第二 移住民は本條例第五條及第六條に規定の條件を遵守すること

第三 會社と移住民との間に取結ふ可き契約は本條例に基きて之を爲し農工商殖民省の認可を受くること

第四 會社は其契約に依て生ずる義務の履行を政府に對して保証し且契約書に契約違反の場合に於て支拂ふ可き罰金及契約無効の場合を指示すべし

第二十五條 外國移住民を募集して共和國內に設置するの契約を政府と締結したる會社は二十一年間左の特權及免除を受くるものとす

第一 移民専用爲め低價長年賦を以て未開拓の國有地を拂受くることを

第二 殖民事業に使用すべき資本に對する印紙税の外諸税を免除すること

第三 會社の爲めに少くも十家族以上の移住民を共和國內に搭送する船舶は港灣改良の爲め課税するものの外港税を免除すること

共和政府の法律に従ひ其法廷の審判に付し外國交際官之れに干渉することを得ず

第四章 一般處分法

第二十八條 何人にも其所有地の全部若くは一部を以て少なくとも外國移住民十戸以上の殖民に充つる時は其設置したる殖民地は官設の殖民地と全一の特許を得可し但殖民の成功を期する爲め政府に於て規定したる條件を遵守し仍ほ其規約中移住民をして買取又は讓與の方法に依り耕作用地を得せしむべきことを明示すべし政府は殖民地設置の方法を契約したる上一個人の爲めに外國移住民を募送し其運送費を補助することを得べし

第二十九條 太西平南洋に散在せる諸島の殖民は本條例の規定に基き政府に於て之を爲し每島五十「ヘクタール」の土地を以て公共の用に充つべし但し面積狭隘にして右の區分をなす能はざる場合に於ては拂下

第四 政府の許可を得て設置したる農工礦業殖民地に於て使用すべき鐵器機械建築用原料及繁殖並に使役の用に供する動物の輸入税を免除すること

第五 既に開拓に従事せる外國移住民の家族へは手當を給すること但新に到着せる移住民には前記の手當より少額の補助をなし尙外國移住民と共に開拓に従事する墨西哥人の家族にも之を下附すべし

第六 移住民に對しては政府の補助を受くる漁船會社及鐵道會社の船車に限り船車料を免除す

第二十六條 外國移住民會社は凡て墨國移民會社と見做を以て外國に於て一定の住所を有すること否かを問はず共和國內の或一市内に之を定むべし仍理事局の一部を共和國內に設置し且政府と往復打合せをなすの全權を委任したる代理人一名以上を常置せざるべからず

第二十七條 政府と會社との間に起りたる事件は凡て

くることをなす單に短期を以て之れを貸與すべし
凡て島中に設置する殖民地には墨西哥人の戸數少く
も外國移住民の戸數の半數たるを要す
第三十條 政府に於て殖民地を設置するに必要なりと
認めたるときは法律の定むる所に従ひ費用を支出し
私有地を買上げ又は譲り受くることを得べし
第三十一條 本條例以前の發布に係る殖民條例は凡て
之を廢止す

明治三十六年四月二十五日印刷

明治三十六年四月三十日發行

發行者 大阪市東區安土町四丁目三十番屋敷
石塚猪男藏

大阪心齋橋筋安土町東へ入
大阪製本印刷株式會社代表者

印刷者 矢野松吉

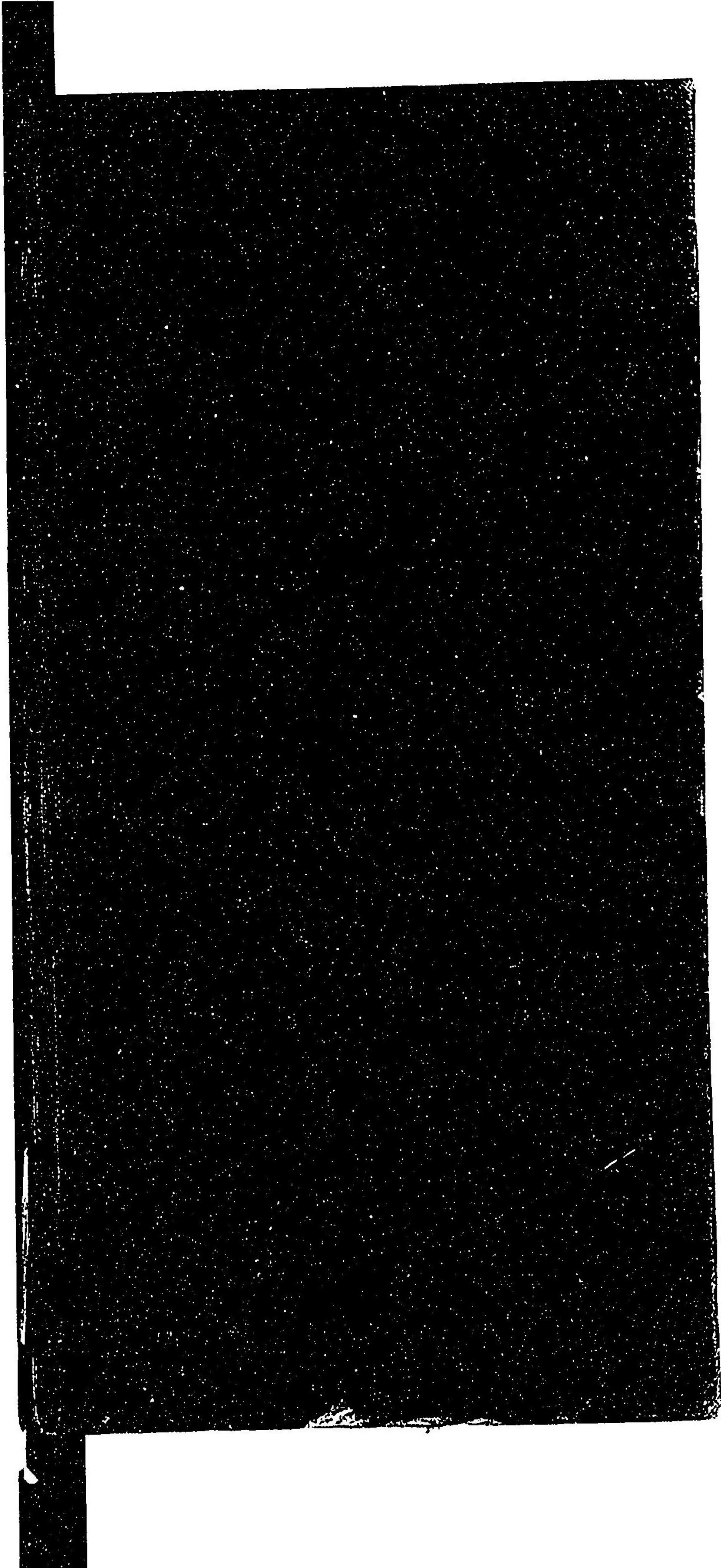
發賣所 大阪心齋橋筋安土町東へ入
石塚書店

電話東二〇二四番

複製
を許
さず

96

232



96

232

Ⓜ

026893-000-5

96-232

現今渡米案内

石塚 猪男蔵 / 刊

M36

ADG-0010

